

○大府市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するため、予算の範囲内において交付する大府市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）に関し、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「実施要領」という。）及び大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付金の交付の対象となるものは、市長から事業計画の認定を受けた実施要綱別紙1第2の2並びに別紙2第2の1及び2に規定する活動組織（以下「活動組織」という。）とする。

(交付金の種類及び交付対象経費)

第3条 交付金の種類及び交付金の交付の対象となる経費は、別表第1のとおりとし、活動組織の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動に係る経費を対象とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、別表第2に規定する交付単価に実施要綱別紙1第3及び別紙2第3に規定する対象農用地の面積を乗じて得た額の合計とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を申請しようとする活動組織は、大府市多面的機能支払交付金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定する。

2 市長は、交付金の交付を決定したときは、大府市多面的機能支払交付金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付金額の変更)

第7条 活動組織は、交付決定通知を受けた後において、事業計画の変更等により交付金の額を変更する必要があるときは、直ちに大府市多面的機能支払交付金変更交付申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条に規定する変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付金の額を変更することを決定したときは、大府市多面的機能支払交付金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(前金払の請求)

第8条 活動組織は、交付金の前金払を受けようとするときは、大府市多面的機能支払交

付金前払請求書（第5号様式）により市長に請求するものとする。

（実施状況の報告）

第9条 活動組織は、大府市多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書（第6号様式）に必要な書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（活動の廃止）

第10条 活動組織は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合においては、大府市多面的機能支払交付金に係る活動廃止届出書（第7号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第11条 市長は、実施要綱に定める交付金の返還事由が生じた場合、又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに活動組織に対して交付金を返還させるものとし、大府市多面的機能支払交付金に係る返還通知書（第8号様式）により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織は、速やかに大府市多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書（第9号様式）を提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する届出書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、大府市多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書（第10号様式）により通知するものとする。

4 前項の通知を受けた活動組織は、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

（交付金の清算）

第12条 市長は、実施要領第1の12（1）又は第2の13（1）に規定する清算に係る交付金の返還が生じた時は、大府市多面的機能支払交付金の清算に係る通知書（第11号様式）により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織は、大府市多面的機能支払交付金に係る清算報告書（第12号様式）を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

交付金	交付対象経費
農地維持支払交付金	実施要綱別紙 1 第 4 に規定する農地維持支活動に係る経費
資源向上支払交付金（共同活動）	実施要綱別紙 2 の第 4 の 1 に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動に係る経費
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	実施要綱別紙 2 の第 4 の 2 に規定する施設の長寿命化のための活動に係る経費

別表第 2（第 4 条関係）

交付金		地目	10アール当たりの交付単価
農地維持支払交付金		田	3,000円
		畑	2,000円
		草地	250円
資源向上支払交付金（共同活動）	100%単価	田	2,400円 (2,000円(※2))
		畑	1,440円 (1,200円)
		草地	240円 (200円)
	75%単価 (※1)	田	1,800円 (1,500円)
		畑	1,080円 (900円)
		草地	180円 (150円)
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）		田	4,400円
		畑	2,000円
		草地	400円

【資源向上支払交付金（共同活動）の交付単価について】

- (※1) 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知）に規定する農地・水保全管理支払の共同活動を5年間以上実施した対象農用地並びに実施要綱別紙2の第4の1に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動及び実施要綱別紙2の第4の2に規定する施設の長寿命化のための活動に取り組む対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。
- (※2) 実施要綱別紙2の第4の1に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動における多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた括弧内の単価とする。